

アイシン東北株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日

2. 目 標 1 無期契約社員を含む年次有給休暇の取得日数を1人当たり
年間16日以上とする

<取組内容>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年6月～ 計画的な取得に向けて期間中の取得状況を管理職以上に
月2回報告する
- 令和3年9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

目 標 2 昇級・昇格した女性の労働者の割合を10%から20%
にする

<取組内容>

- 令和3年4月～ 人材育成のための教育体系見直し
- 令和4年4月～ 昇級・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し
- 令和5年4月～ 昇級・昇格候補者対象として教育研修を実施
- 令和6年3月～ 候補者の社員及びその上司を対象として、今後のキャリア
プランに関する面談を実施